

**益田市立美都学校給食共同調理場
給食調理業務事業者選定
公募型プロポーザル実施要項**

令和 8 年 9 月

益田市教育委員会

第1 公募型プロポーザルの名称

益田市立美都学校給食共同調理場給食調理業務事業者選定公募型プロポーザル（以下「プロポーザル」という。）

1 事業の名称

益田市立美都学校給食共同調理場給食調理業務（以下「本業務」という。）

2 施設の名称

益田市立美都学校給食共同調理場（以下「本施設」という。）

3 基本理念

- (1)安全安心な学校給食を愛情を込めて提供する。
- (2)安全衛生管理の強化を図る。
- (3)食育に関する教育的施設の整備を目指す。
- (4)地元食材を積極的に使用し地産地消の推進を図る。

4 施設の概要等

見込調理食数 170食（変更減の場合あり）（小学校4校、中学校2校）

基本給食実施回数 年度内210日程度

（給食実施日は、市が指定する日とし、原則、土曜日、日曜日、祝日及び夏、冬、春休み期間は、業務から除く。）

5 事業の概要

学校給食調理（副食調理・炊飯）

建築物・建築設備保守管理業務、調理設備保守管理業務等

第2 目的

益田市では、安全・安心な学校給食を提供するという基本理念のもとに、雇用の確保、地産地消の推進による農林水産業の振興、地域活性化を図るために高津学校給食センターと美都学校給食共同調理場の2箇所調理提供を行なっております。

令和9年度からの美都学校給食共同調理場の給食調理業務の事業者選定にあたり、安全で安心な給食の提供を図るための運営システムの構築や、食育の推進に資することを目指し、高品質な学校給食の提供を実現するため、公募型プロポーザル方式により、民間事業者の持つ優れた技術力や創意工夫を活かした学校給食調理業務における提案を受け、受託事業者を選考、決定します。

第3 事業期間

令和9年4月1日から令和14年3月31日まで（5年間）

第4 業務内容等

1 留意すべき事項

本事業は、以下に掲げる事項を十分に踏まえて実施するものとします。

- (1)「学校給食衛生管理の基準」（文部科学省平成9年4月1日制定）及び大量調理施設衛生管理マニュアル（厚生労働省平成9年3月24日制定）に適合した衛生管理を実施すること。
- (2)食物アレルギーを持つ児童生徒への安全な給食の提供

- (3)食育・地産地消の推進に寄与すること。
- (4)豊かでおいしい給食の提供を行うこと。
- (5)美都学校給食共同調理場で企画する会議への参画と職員の研修に努めること。
- (6)施設の整備業務、施設の維持管理業務及び給食の運営等業務にあたっては、事業期間コスト（ライフサイクルコスト）の低減に努めること。
- (7)施設の防音対策、脱臭対策を行い、近隣への影響の低減を図るとともに、業務運営にあたり省エネルギーに努め、環境負荷の低減に努めること。
- (8)施設における廃棄物（給食の残滓を含む）の発生及び排出を抑制し、再利用・再資源化等を促進することにより、その減量を推進するとともに、廃棄物の適正な処理を図ること。

2 業務内容は、別添「益田市立美都学校給食共同調理場給食調理業務要求水準書」（以下「水準書」という。）に記述する業務及び事業者の提案に基づいた内容の業務とします。

(1)学校給食調理業務

- ア 食材検収業務
- イ 調理業務（下処理業務、配缶業務を含む）
（副食調理、焼物・揚げ物調理、和え物調理、炊飯）
- ウ 衛生管理業務
- エ 洗浄、消毒保管、残滓処理業務
- オ 運営備品調達業務等（維持管理を含む）
- カ 開業準備業務

なお、給食調理業務等に関して、献立作成業務は本市が行います。配送・回収業務は学校給食配送・回収業務受託業者が行います。また、牛乳については、牛乳業者が学校へ直接搬入するため、本事業の給食の運営等業務に含みません。（一部の学校分については、調理した給食と合わせて配送業務受託業者へ渡します。）

(2)施設維持管理業務

- ア 建築物保守管理業務（軽微な修繕業務を含む）
- イ 建築設備保守管理業務（軽微な修繕業務を含む）
- ウ 附帯施設保守管理業務（軽微な修繕業務を含む）
- エ 調理設備・食器食缶等・施設備品保守管理業務（軽微な調理設備の修繕業務、食器食缶等の修繕・補充業務、施設備品の修繕業務を含む）
- オ 清掃業務
- カ 警備業務（施錠管理等により、施設等の機能及び性能等を常に発揮できる最適な状態に保ち、安全かつ快適に利用できるような状態を保持すること）

なお、プロポーザル提案記述内容に基づき提出されるものについては、委託料価格に含まれるものとします

第5 参加資格要件

以下の要件をすべて満たしていることとします。

- (1)参加表明書の提出日において、益田市物品の売買等入札参加資格名簿に搭載され、大分類「その他」、小分類「給食業務」に入札参加資格を有すること。1者で参加する場合は、その1者が、共同企業体として参加する場合は、代表構成員が「給食業務」に入札参加資

格を有すること。

- (2) 告示の日において、益田市内に主たる営業所を有する者であること。（共同企業体で参加する場合は、その構成員全てが益田市内に主たる営業所を有する者であること。）
- (3) 共同企業体として参加する場合は、構成員数は制限しない。ただし、代表構成員の出資比率は構成員のうちで最大とする。
- (4) 学校給食調理においては、学校給食法ほか学校給食関係法令等を熟知し、学校給食の趣旨を十分に理解するとともに文部科学省の「学校給食衛生管理基準」及び厚生労働省の「大量調理施設衛生管理マニュアル」を遵守した学校給食調理業務が遂行できること。
- (5) 過去3年以内に、食品衛生法（昭和22年法律第233号）に基づく営業停止処分を受けていないこと。
- (6) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (7) 益田市における市税（法人市民税、固定資産税、軽自動車税及び市県民税（特別徴収分））の滞納がないこと。
- (8) 消費税及び地方消費税の滞納がないこと。
- (9) 告示の日から資格審査までの間に、益田市建設工事等入札参加資格者指名停止要綱（平成6年益田市告示第53号）による指名停止を受けていないこと。
- (10) 次の各号のいずれにも該当しない者であること。
 - ア 破産法（平成16年法律75号）第18条又は第19条の規定に基づく破産手続き開始の申立てがなされている者
 - イ 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定に基づく再生手続の申立てがなされている者
 - ウ 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更正手続開始の申立てがなされている者
 - エ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第2号に規定する暴力団
 - オ 役員等が暴対法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
- (11) 上記(5)から(10)までの要件は、共同企業体の場合においては、その構成員も含むものとします。

第6 プロポーザルに係る日程

項 目	日 程
①公募型プロポーザル実施の公告 (実施要項等の公表)	令和 8年10月 1日 (木)
②実施要項等の質問受付	令和 8年10月 1日 (木) ~ 令和 8年10月 7日 (水)
③実施要項等の質問への回答	令和 8年10月 9日 (金)
④参加表明書等の受付	令和 8年10月 1日 (木) ~ 令和 8年10月 9日 (金)
⑤参加資格の確認 参加資格確認審査結果の通知	令和 8年10月16日 (金)
⑥参加資格が無いとされた場合の 理由の説明請求受付	令和 8年10月16日 (金) ~ 令和 8年10月22日 (木)
⑦参加資格が無いとされた場合の 理由の回答	令和 8年10月27日 (火) (受理後、5日以内)
⑧提案書等の受付	令和 8年10月16日 (金) ~ 令和 8年10月28日 (水)
⑨プレゼンテーション及びヒアリング審 査、見積書の提出	令和 8年11月 上旬
⑩優先交渉権者の決定 選考結果の通知	令和 8年11月 上旬
⑪基本協定の締結	令和 8年11月 中旬

1 公募型プロポーザル実施の公告 (実施要項等の公表)

(1) 公表方法：益田市ホームページ

益田市教育委員会事務局教育部美都分室

トップページ > 組織から探す > 総務部 > 美都地域総務課 > 教育委員会美都分室
> 美都学校給食共同調理場 > 美都学校給食共同調理場給食調理業務事業者の公募について

(2) 公表資料

ア 益田市立美都学校給食共同調理場給食調理業務事業者選定公募型プロポーザル
実施要項

イ 益田市立美都学校給食共同調理場給食調理業務事業者選定公募型プロポーザル
提案書作成要領

ウ 益田市立美都学校給食共同調理場給食調理業務要求水準書

エ 益田市立美都学校給食共同調理場給食調理業務事業者選定公募型プロポーザル
優先交渉権者選考審査要領

オ 益田市立美都学校給食共同調理場給食調理業務事業者選定公募型プロポーザル

様式集

2 実施要項等の質問受付

(1)受付期間：令和 8 年 10 月 1 日（木）から 10 月 5 日（月）まで

(2)提出方法：実施要項等質問書（様式第 1 号）に内容を記載し電子メール又はファクシミリで提出することとします。

電子メールアドレス：**kyouiku-mito@city.masuda.lg.jp**

ファクシミリ番号（0856）**52-2190**

※個別の電話等での質問には対応いたしません。

3 実施要項等の質問への回答

(1)回答方法等：令和 8 年 10 月 9 日（金）までに、質問者へ電子メール又はファクシミリで回答します。

4 参加表明書等の受付

(1)受付期間：令和 8 年 10 月 1 日（木）から 10 月 9 日（金）まで

(2)提出書類

ア 参加表明書（兼参加資格申請書）（様式第 2 号）

イ 応募する法人の定款（写し）

ウ 直近 3 か年の貸借対照表及び損益計算書

エ 納税証明書（国税及び地方税）

なお、共同企業体での参加の場合は、アの代わりに次のオからクを提出することとし、イからウはその構成員全員のものを提出することとします。

オ 共同企業体参加表明書（兼共同企業体参加資格審査申請書）（様式第 3 号）

カ 共同企業体協定書（様式第 4 号）

キ 共同企業体協定書第 8 条に基づく協定書（様式第 5 号）

ク 委任状（様式第 6 号）

(3)書類入手方法：益田市ホームページからダウンロードすることとします。下記の担当課においても配布を行います。

益田市教育委員会事務局教育部美都分室（美都地域総務課）

トップページ > 組織から探す > 総務部 > 美都地域総務課

> 教育委員会美都分室 > 美都学校給食共同調理場

> 美都学校給食共同調理場給食調理業務事業者の公募について

(4)提出先：益田市教育委員会事務局教育部美都分室

5 参加資格の確認

(1)参加表明書等の資格審査後、プロポーザル参加資格者を決定し、令和 8 年 10 月 16 日（金）までに、電子メールでプロポーザル参加資格審査結果通知書により通知します。

(2)プロポーザル参加資格者となった者は、別添「公募型プロポーザル提案書作成要領」に従い提案書を作成し、提出するものとします。

6 参加資格が無いとされた場合の理由の説明請求

参加資格が無いと認められた者は、その理由について説明を求めることができます。この場合においては、説明を求める書面を、参加資格審査の結果を受け取った日の翌日から7日以内に益田市教育委員会事務局教育部美都分室に持参することとします。

7 参加資格が無いとされた場合の理由回答

参加資格が無いとされた理由の説明請求の受理後、5日以内に電子メールによりその理由を回答します。

8 提案書等の受付

(1)提出書類：公募型プロポーザル提案書（様式第8号～第14号）

(2)提出部数：正本1部、副本10部

(3)提出期間：令和8年10月16日（金）から10月28日（水）

午前9時から正午及び午後1時から午後5時まで

（ただし、土・日曜日を除く）

(4)提出先：益田市教育委員会事務局教育部美都分室

(5)提出方法：持参によるものとします。

9 プレゼンテーション及びヒアリング審査、見積書の提出

(1)実施日時：令和8年11月上旬を予定（詳細は後日通知します。）

(2)実施場所：後日通知します。

(3)審査内容：参加者より提案についてのプレゼンテーションを受け、選定委員によるヒアリング審査を行い、提案内容を評価します。

ア 提案内容の説明（20分以内）

(ア)プロポーザル提案書に基づく説明

(イ)特にアピールしたい提案等についての説明

※追加資料を用いることはできません。

イ 質疑応答の時間は、10分から15分程度

ウ 出席者は、各参加者3名以内とします。

エ プレゼンテーション及びヒアリングは非公開とします。

(4)見積書の提出：参加者はプレゼンテーション終了後に見積書（様式第15号）を提出するものとします。

見積書には、1日あたりの給食調理数を170食程度、年間調理日数を210日と想定した場合の必要となる1年間の調理場運営経費の額を記載するものとします。ただし、光熱水費や各種点検経費など市が負担すべき経費は含みません。

※1）本業務の委託金額については、令和9年度以降の歳入歳出予算が確定しておりませんが、本見積額としては年間23,981千円（消費税を含まない。）を下回るものと見込んでいます。従って、見積額はこれを超えないこととします。

※2）本見積額は、優先交渉権者を選考審査するためのものであり、今後の委託契約においては、光熱水費や管理費など市が負担すべき経費等を加算することとなります。

11 優先交渉権者の決定等

(1) 優先交渉権者選考審査

ア 運営内容に対する評価点（運営内容評価点・配点75点）と地域貢献に対する評価点（地域貢献度評価点・配点15点）と価格評価点（配点10点）の合計（総合評価点）が最も高い参加者を優先交渉権者として選定します。また、次点交渉権者も併せて選考します。

ただし、最高得点者が2者以上あった場合は、運営内容評価点が最も高い参加者を最優秀提案者として選定します。また、運営内容評価点が同点の場合は、くじ引きにより優先交渉権者を選定します。

得点が優先交渉権者の次の者を次点交渉権者として選定します。

$$\begin{array}{rcccc} \text{総合評価点} & = & \text{運営内容評価点} & + & \text{地域貢献度評価点} & + & \text{価格評価点} \\ (100点) & & (75点満点) & & (15点満点) & & (10点満点) \end{array}$$

イ 運営内容評価にあたっては、「益田市立美都学校給食共同調理場給食調理業務事業者選定公募型プロポーザル優先交渉権者選考審査要領」（以下「選考要領」という。）に基づき、プロポーザル提案競争選定委員会（以下「選定委員会」という。）が、提案内容についてのプレゼンテーションを受け及びヒアリング審査を行い、提案内容を公平かつ客観的に評価基準に基づき評価します。

ウ 地域貢献度評価については、美都地域の活性化に対する貢献度を「選考要領」に基づき、「選定委員会」が、提案内容についてのプレゼンテーションを受け及びヒアリング審査を行い、提案内容を公平かつ客観的に評価基準に基づき評価します。

エ 価格評価点については、参加者の提出した見積価格に関して、以下に示す方法で配点を行うものとし、配点は10点とします。

$$\text{価格評価点} = 10 \times \text{最低見積価格} / \text{見積価格}$$

(2) 優先交渉権者

選定委員会にて選定された優先交渉権者は、教育委員会と協議のうえ、市の決定を受けることにより本業務受託事業者となり事業契約を締結します。ただし、優先交渉権者と協議が調わない場合、教育委員会は次点交渉権者と協議を行うものとします。

(3) 選考結果の通知

選考結果決定後、速やかに提案書等の提出者全員に対して、書面により選考結果を通知します。

第7 提案項目に対する評価の着眼点及び評価基準

- 1 提案内容の評価は、運営内容に対する提案及び地域貢献に対する提案について、参加者から提出された提案書により、それぞれが示す評価項目ごとに行うものとします。
- 2 評価点は、それぞれの評価項目における配点に評価基準による評価に応じた係数を乗じて算定します。
- 3 それぞれの提案内容の評価点は次のとおりとします。

(1) 運営内容評価に係る基準配点は75点とします。

運営内容評価点 = $75 \times \text{選定委員採点合計点} / (155 \times \text{選定委員数})$

ただし、次の場合は、提案内容が選定基準を満たしていないと判断し、選定の対象外とします。

ア 評価点が45点（60%相当の得点）未満の場合

イ 選定委員のうち1人以上が、提案項目イ3「衛生管理に関する考え方」にD、E、Fの評価をした場合

(2) 地域貢献度評価に係る基準配点は15点とします。

地域貢献度評価点 = $15 \times \text{選定委員採点合計点} / (30 \times \text{選定委員数})$

ただし、評価点が9点（60%相当の得点）未満の場合は、提案内容が選定基準に達していないと判断し、選定の対象外とします。

3 評価項目

(1) 運営内容に対する評価（運営内容評価）

区分	評価分類				評価の着眼点	配点
	大項目		小項目（提案項目）			
ア 企業に対する評価	1	学校給食に対する考え方	1.1	基本方針等	学校給食調理業務を受託する上での提案者の運営方針や取組姿勢などの考え方が具体的に記述されているか。	10
			1.2	経営状況等	提案者の経営方針や経営姿勢から今後の事業展開に関して、発展性や将来性が伺えるか。	5
			1.3	学校への協力体制	学校給食調理業務を行う上での学校との協力体制、また学校給食のみならず、学校の教育活動に対しての協力内容を具体的に記述されているか。	5
			1.4	食育の考え方	食育に関する学校給食の役割、課題や方策、会社としての取組み等の考え方、学校への協力体制等が具体的に記述されているか。	5
			1.5	地産地消への対応	地産地消の推進に対する考え方取組み姿勢について具体的に記述されているか。	5
			計			

イ 運営内容等に対する評価	2	業務運営に関する考え方	2.1	業務運営体制	調理や作業等に関する確認及び報告体制や手順が具体的に記述されているか。	10
			2.2	準備期間の内容	契約締結日から給食開始までの期間（準備期間）の内容や体制、スケジュールについて、具体的に記述されているか。	5
	計					15
	3	衛生管理に関する考え方	3.1	衛生管理の考え方	学校給食調理業務の安全、衛生管理に関する考え方が具体的に記述されているか。	20
			3.2	衛生管理体制	安全・衛生管理に関してチェック方法や報告・管理体制などが記述されているか。また、安全・衛生管理に関して、添付されているか。	20
	計					40
	4	危機管理に関する考え方	4.1	危機管理体制	不測事態（食中毒を含む）発生時の対処方法や給食の提供体制（代行措置を含む）について具体的に記述されており、実現性があるか。	10
			4.2	問題発生時の対処方法や体制	日常の学校給食調理業務において、急な問題（異物混入、数の不足等）が発生した場合の迅速な対処方法や報告体制及びその予防対策が記述されているか。 降雪時や交通事故など、配送時において問題が発生した際の対処方法等が具体的に記述されているか。	10
			4.3	災害発生時の協力体制	豪雨、地震発生時など、想定される災害発生時における本市への協力体制について記述されているか。	5
	計					25
	5	業務体制に関する考え方	5.1	人員配置体制	学校給食調理業務に対して、人員配置計画（全体人員と勤務シフト表）、配置予定者の資格、欠員補充や代替体制などが具体的に記述されているか。	15
			5.2	組織体制	指揮命令系統図が、具体的に記載されているか。	15

	計					30
	6	指導研修体制に関する考え方	6.1	教育・研修体制	業務従事者に対する教育・研修について、その実施方法、内容、年間スケジュール等を詳細に記述されているか。 受託決定から業務開始までの研修計画が具体的に記述されているか。	15
	計					15
合計						155

(2) 地域貢献に対する評価（地域貢献度評価）

区分	評価分類				評価の着眼点	配点
	大項目		小項目（提案項目）			
ア 地域貢献に対する評価	1	地域貢献に対する考え方	7.1	地元雇用の考え方	地元職員の雇用について提案者の方針や取り組姿勢について具体的に記述されているか。	10
			7.2	地産地消の取り組み	地産地消の推進に対する考え方 取り組み姿勢について記述されているか。	10
			7.3	地域振興への寄与	美都調理場を活用した地域振興 に対する提案者の方針や取り組姿勢について記述されているか。	10
	計					30

(3) 評価基準

評価	判断基準	係数
A	非常に優れている、画期的である。 創意・工夫があり、特に効果的な内容である。	×1.00
B	優れている、実現性や寄与度が高い等 期待レベルを上回る内容である。	×0.75
C	やや優れている、見るべき点がある等 平均的な内容である等ほぼ期待レベルどおりである。	×0.50
D	一般的である、特に過不足ない。 期待レベルをやや下回る内容である。	×0.25
E	熟度不足等、期待レベルを大きく下回る。 指定した項目は網羅されているが内容が乏しい。	×0.10
F	指定した記述項目が網羅されていないか、網羅されていても不適切な記述内容である。	×0.00

第8 応募の無効

次のいずれかに該当する応募は、無効とします。

- (1)実施要領等にした参加者に必要な資格の無い者が行った応募
- (2)「参加表明書」に記載された者以外の者が行った応募
- (3)参加者の記名及び押印を欠く参加又は参加事項を明示しない応募
- (4)参加表明書等に虚偽の記載をした者が行った応募
- (5)誤字又は脱字等により意思表示が不明確な応募
- (6)2通以上の書類提出がなされた応募
- (7)その他実施要領等において示した条件等参加に関する条件に違反した応募

第9 参加資格等の取消し

次に定める事由に該当した場合は、参加資格又は優先交渉権者の決定を取消します。

- (1)参加表明書、提案書等の作成に関して不正な行為が認められた場合
- (2)委託契約前に、国、都道府県及び本市の指名停止の措置を受けた者
- (3)定められた期日までに、関係書類等を提出しなかった場合
- (4)プロポーザル関係者と不正な接触等を行った場合

第10 その他

- ① プロポーザル参加に関して提案書の作成・提出、ヒアリングの参加等一切の経費は、参加者の負担とします。
- ② 提出された書類については変更できないものとし、また提出書類は返却しません。
- ③ 提出された書類の著作権は参加者に帰属します。ただし、事業者選定結果の公表等において教育委員会がこの事業に関し必要と認める用途については、提案書の全部又は一部を無償で利用できるものとします。
- ④ 参加表明書等の提出をもって募集要項及び水準書の記載内容を承諾したものとみなします。
- ⑤ 参加にあたって必要な事項が生じた場合は、その都度、参加事業者に通知します。
- ⑥ 参加者は、1つの提案しか行うことはできません。
- ⑦ プロポーザル提案に関する提出書類の変更、差し替え又は再提出は認めません。

第11 公募型プロポーザル担当課

益田市教育委員会美都分室（美都地域総務課）

TEL (0856) - 52 - 2311

ファクシミリ (0856) - 52 - 2190

e-mail kyouiku-mito@city.masuda.lg.jp